

第二十六号

徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項のホ中「九万千円」を「九万二千円」に改め、同表の二の項のニ中「八十二万円」を「八十三万円」に、「九十九万円」を「百一万円」に、「百十万円」を「百十二万円」に、「百四十万円」を「百四十二万円」に、「百六十四万円」を「百六十六万円」に、「三百八十五万円」を「三百八十八万円」に、「五百九万円」を「五百十万円」に改め、同項のホの①中「百十二万円」を「百十三万円」に改め、同ホの②中「百三十三万円」を「百三十四万円」に改め、同ホの③中「百四十八万円」を「百五十万円」に改め、同ホの⑤中「二百十二万円」を「二百十四万円」に改め、同ホの⑥中「四百三十三万円」を「四百三十五万円」に改め、同表の三の項のハ中「九万十円」を「九万二千円」に改め、同表の十四の項のニ中「九十五万円」を「九十九万円」に、「百六十五万円」を「百七十二万円」に、「三百十八万円」を「三百三十二万円」に、「三百八十九万円」を「四百六万円」に、「四百四十五万円」を「四百六十五万円」に改め、同表の二十一の項のイ中「四十一万円」を「四十三万円」に、「九十二万円」を「九十六万円」に、「百十六万円」を「百二十一万円」に、「二百八十三万円」を「二百九十五万円」に、「三百四十七万円」を「三百六十二万円」に、「四百万円」を「四百十七万円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、危険物の製造所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める必

要がある。これが、この条例案を提出する理由である。